

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第78号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する
規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 19 京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧京北町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧町規則」という。）第3条の規定により実施機関の指定する職員がした報告は、第3条の規定により療養補償を受けようとする職員がした請求とみなす。
- 20 前項に規定するもののほか、旧町規則の規定によってした手続その他の行為は、この規則の相当規定によってしたものとみなす。
- 21 編入日前に旧京北町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び旧町規則の規定により京北町の非常勤の職員であった者に支給し、又は行うべき事由が生じた補償又は福祉事業のうち、編入日前の期間につき支給し、又は行うべきものについては、旧町規則の例による。

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

（総務局人事部給与課）